

愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金質疑応答集

※随時更新しますので、提出の際は、必ず最新版を御確認ください。

令和8年9月6日現在

NO.	質問	回答
1	この支援金の目的は何か。	昨今の食材費高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な提供を継続している施設、事業所（以下、施設等という。）を支援するため、「令和8年度愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金交付要綱」に基づき、サービス提供に要する食材費（高騰相当分）に対し助成するものです。
2	運営法人の法人格に制限があるか。	申請対象の法人格に制限は設けていません。対象となる施設等であれば、いずれの法人格（個人事業主、組合等団体も可）であっても申請可能です。
3	令和8年度分として、食材費の補填を目的とした補助金を既に他自治体から受けているが、重複して申請してよいか。	差し支えありません。 （昨今の高騰分として一定額を支給する精算を伴わない支援金であるため、その他の自治体との重複受給について妨げるものではありません。）
4	交付対象の施設等は何か。	県WEBページ「愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金の交付申請について」に掲載している「対象施設等及び支援単価」をご確認ください。
5	政令市・中核市といった愛知県とは異なる指定権者から指定を受けた事業所も対象となるか。	事業所所在地が愛知県内であれば可能です。

NO.	質問	回答
6	対象施設、事業所の基準日はいつか。	令和8年6月1日及び支援金振込時点に現存し、利用者に対し入所又は通所に係る福祉サービスを現に提供している施設等となります。また、令和7年12月又は令和8年5月の介護報酬実績があることが必要です。 なお、令和8年6月1日に新たに指定を受けた施設等については、対象となる場合がありますので、ご相談ください。また、基準日において休止している施設等は原則対象外ですが、感染症及び自然災害等やむを得ない事情により、短期間の休止をしている場合については対象となる場合がありますので、ご相談ください。 ※令和8年6月2日以降に指定を受けた施設等は対象となりません。 (例) ① 令和8年5月まで事業実施していたが、5月末で事業廃止…対象外 ② 令和8年6月2日以降に新規開所…対象外 ③ 令和8年6月1日に新規開所…対象※ ④ 令和8年5月までは休止していたが、令和8年6月1日に再開…対象※ (再開日が分かる書類(指定権者に対する休止及び再開の届出等)を別途求める場合がある。) ※③、④については、令和8年6月分の介護報酬請求実績がある必要があります。
7	みなし指定(いわゆる医療みなし)を受けている施設等は対象となるか。	介護保険法第71条第1項(同法第115条の11で準用する場合を含む。)により指定があったものとみなされる施設等であったとしても令和7年2月分のサービス提供に係る介護報酬実績があれば、「通所リハビリテーション」については「令和8年度愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金交付要綱」の別添様式第1「実績報告書兼請求書」の【申立事項】にあるそれぞれの要件を満たしていれば対象となります。
8	各介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。	各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものも「通所介護」として申請が可能です。 ただし、「通所型サービス」については、介護保険事業と同一スペースを使ってサービス提供を行っている場合には重複して申請することは出来ませんので御留意ください。

NO.	質問	回答
9	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の施設等以外は対象となります。）
10	養護老人ホームや軽費老人ホームは特定施設入居者生活介護の指定を受けていなくても対象施設となるか。	特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず全て対象となります。
11	特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームや軽費老人ホームの場合、サービス種別は何を選択すればよいか。	養護老人ホーム又は軽費老人ホームとなります。
12	6月1日時点で地域密着型通所介護を運営しており、7月末で廃止し、7月1日に、通所介護として指定を受けるが、対象となるか。	入金日までの間に廃止・休止する施設等は対象外です。 本ケースの場合、介護保険上の指定サービスが異なることから、同一の事業所とみなせないため、対象外となりますが、同一サービス、同一住所の場合は対象となる可能性がありますのでご相談ください。

NO.	質問	回答
13	同一スペースにおいて複数のサービス種別を提供している場合はどうなるか。	いずれか1つのサービス種別において申請してください。（重複申請は出来ません） ※なお、主としてサービスを提供する独立したスペース（別フロア・別部屋）が存在し、それぞれ独立したスペース（別フロア・別部屋）において指定を受けている場合は「同一スペース」にはあたりません。 （例） ①特別養護老人ホーム（特養）と短期入所生活介護（ショート）の場合 空床ショート→特養と重複する為、ショート分は申請不可 併設ショート→特養と異なるスペースの為、特養・ショート共に申請可能。 ②通所介護（または地域密着型通所介護）と通所型サービス (1)同一スペース（同部屋）でのサービス提供を行っている場合 通所介護（または地域密着型通所介護）及び通所型サービスともに指定を受けている場合であっても、一方のみでの申請となります。 (2)異なるスペース（別フロア・別部屋）でサービス提供を行っている場合 それぞれの独立したスペースにおいて指定を受けていれば、通所介護（または地域密着型通所介護）及び通所型サービスいずれの申請も可能です。 ③老人保健施設（老健）と通所リハビリテーション（通所リハ）の場合 老健に併設する通所リハについては、老健のサービス提供スペースとは別に独立したサービス提供スペースが確保される必要があることから、いずれの申請も可能です。
14	同一の介護保険事業所番号でサービス種別が異なる事業所の場合、どちらも対象になるのか。	介護保険事業所番号が同一であっても、サービス種別が異なる場合はどちらの事業所も対象となる場合があります。ただし、同一スペース（※質問NO.13参照）においてサービス提供している場合はどちらか一方のみでの申請しかできません。
15	同一の施設等で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として使用するサービス分野（先に指定を受けた分野）において申請してください。（重複申請はできません。）

NO.	質問	回答
16	支援金の申請はどの様にするのか。	申請は電子申請にて受付します。県WEBページ「愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金（介護区分）の交付申請について」に専用申請フォームのURLがありますので、法人単位でとりまとめのうえ、そちらから手続きを進めてください。なお、申請にあたっては必ずこの質疑応答集及び交付申請マニュアル（介護区分専用）を熟読してください。 例外として、インターネットの接続環境がない等電子申請が著しく困難な場合に限り郵送で書面による受付をしますのでコールセンターあてご相談ください。
17	介護予防事業所のみの指定を受けているが、事業所一覧表の「サービス種別」のプルダウンに当てはまる項目がない。何を選んだら良いか。	介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち対になる介護サービス種別を選択し、申請してください。
18	養護老人ホーム、軽費老人ホームは介護事業所番号がないが、どのようにしたらよいか。	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を含む。）については、便宜上、以下のとおり番号（10桁）を入力してください。 ・「養護老人ホーム」：2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 ・「軽費老人ホーム」：2 3 0 0 0 0 0 0 0 1
19	交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い、適正と認められた場合は、申請書に記載の口座に申請額を振り込みます。指定口座への振り込みをもって交付決定通知とします。（別途交付決定通知は発送しません。） 振り込みは、令和8年10月から12月を予定しています。
20	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	申請書には添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所等内へ保管（5年間）していただく必要があります。 ①交付申請書類（申請システムからダウンロードしたもの） ②申請定員数の根拠となる書類（施設等の指定申請書、変更届出書の写し等） ③本支援金の収入及び支出の関係を示す書類 ④申請施設等の食材費を申請法人（個人事業主含む。）が負担していることを示す書類

NO.	質問	回答
21	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみは可）する必要がある、これが異なる場合、支払いができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。なお、委任状は申請フォーム上からダウンロード可能です。フォーム上でダウンロードし、添付する形で提出ください。（郵送で書面による受付を希望する場合には、コールセンターへの相談時に委任状も必要な旨伝えてください。）
22	口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。	口座名義については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。 なお、スペース、濁点（・）及び半濁点（゜）を含め30文字以内です。 以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。 1. 個人名 ① 姓と名の間には半角スペースをいれてください。 （例）ヤマモト タロウ 2. 使用可能文字 ①数 字 （10種類） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ②カナ文字 （45種類） アイウエオカキクケコサシスセソタチツテト ナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリ ルレロワン ③英 字 （26種類） A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z ④濁 点、半濁点 （2種類） ・ ゜ ⑤記 号 （8種類） ， ・ 「 」 () / -（マイナス記号） ⑥禁止文字 a. A・Bのような中点は不可。 （例）正：エ・ビ゜-シ- 誤：エ-・ビ゜-・シ- b. 長音記号「-」は使用不可。マイナス「-」でお願いします。 c. 縮小文字は使用不可。 （例）正：シャカイフクシホウジン 誤：シャカイフクシホウジン 正：カブ シキガ イシャ 誤：カブ シキガ イシャ

NO.	質問	回答
23	一部介護付きの有料老人ホームは対象施設となるか。また、定員は有料老人ホーム、特定施設どちらの定員を基準に申請すればよいのか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている定員分が対象となります。 (例) ①有料老人ホーム定員…50名/うち特定施設定員…50名 → 申請定員…50名 ②有料老人ホーム定員…50名/うち特定施設定員…35名 → 申請定員…35名
24	通所介護事業所にかかる申請定員はどのようにすればよいのか。	通所介護事業所の申請定員については「利用定員」で申請してください。 「利用定員」とは、事業所において「同時に」サービスの提供を受けることができる「利用者数の上限」をいいます。 ※午前、午後の2部制で行っている通所介護においては、午前、午後それぞれの定員数を合算したものではありません。 ※主な事例は下記の例のとおりですが、当該事業所に係る指定申請書や運営規程を確認のうえ、申請してください。 (例) ①[1日型] (1単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～17:00 定員 15名 →事業所の利用定員数15名 ②[午前・午後の半日] (計2単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～12:00 定員 15名 [単位2]: 月～金 13:30～17:00 定員 10名 →事業所の利用定員数15名 ③[午前・午後の半日]+[1日型] (計3単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～12:00 定員 15名 [単位2]: 月～金 13:30～17:00 定員 10名 [単位3]: 月～金 9:00～17:00 定員 20名 →事業所の利用定員数35名
25	通所系半日型デイサービスで食事を提供していない事業所は対象になるか。	昨今の食材費高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な提供を継続している施設、事業所を支援する趣旨に鑑み、利用者へ提供する食事にかかる食材費を負担していない場合、対象外となります。

NO.	質問	回答
26	食費について利用者負担がある場合、対象になるか。	負担割合にかかわらず、原則対象となります。ただし、以下の例のように事業者負担が一切ない場合は対象外となります。 例) 利用者から1食500円を徴収し、毎食弁当等を500円で購入し、利用者へ提供している。
27	おやつのみを提供している場合、対象となるか。	本支援金における食材費分については、食事提供に係る食材費の高騰に対して支援金を交付します。ここでいう食事とは朝食、昼食又は、夕食であり、食事に加えておやつを提供している場合は対象となりますが、食事を提供せずおやつのみを提供している場合は対象となりません。

事業種別	対象職種	
	対象	対象外
訪問介護（訪問型サービス含む）	訪問介護員等 サービス提供責任者	管理者※
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時訪問を行う訪問介護員等 訪問看護を行う看護師等	管理者※ オペレーター
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等	管理者※ オペレーションセンター従事者
訪問看護（予防含む）	看護師等（管理者と兼務の場合、常勤換算 1 として扱う）	—
居宅介護支援（介護予防支援含む）	介護支援専門員（管理者と兼務の場合、常勤換算 1 として扱う）	—

※訪問介護員等と管理者を兼務する場合は、管理者としての勤務時間を除いて、対象業務の勤務時間のみで常勤換算の計算をしてください。